

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第16号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市学校園教職員厚生会からの依頼に基づき、職員の給与の控除について所要の改正を行うこととし、本件を上程するものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の内容 堺市学校園教職員厚生会に納付金として支払うべき費用を職員の給与から控除することができることとするもの 2 施行期日 公布の日
備 考	
議決後必要と なる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input checked="" type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（)

議案第16号

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

令和5年5月15日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員が堺市学校園教職員厚生会に納付金として支払うべき費用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給与の控除）</p> <p>第6条 条例第32条第3号の教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6)</u> 給与の返納金に係る債権で、その債権金額の全部に相当する金額を当該給与を支給した日の属する年度内において職員に対して支給すべき給与の金額から一時に控除して徴収することができるもの</p>	<p>（給与の控除）</p> <p>第6条 条例第32条第3号の教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6)</u> 職員が堺市学校園教職員厚生会に納付金として支払うべき費用</p> <p><u>(7)</u> 給与の返納金に係る債権で、その債権金額の全部に相当する金額を当該給与を支給した日の属する年度内において職員に対して支給すべき給与の金額から一時に控除して徴収することができるもの</p>